



令和3年12月20日

橋渡し研究支援機関の認定について

文部科学省では、大学等の優れた基礎研究の成果を革新的な医薬品・医療機器等として実用化する橋渡し研究を支援するため、大学等有する橋渡し研究支援機能のうち、一定の要件を満たす機能を有する機関を「橋渡し研究支援機関」として認定する仕組みを設けました。

この度、別紙1のとおり、11機関を「橋渡し研究支援機関」として認定しましたので、お知らせいたします。

1. 制度の目的

大学等有する橋渡し研究支援機能のうち、一定の要件を満たす機能を有する機関を「橋渡し研究支援機関」として文部科学大臣が認定することを通じ、大学等の優れた基礎研究の成果を革新的な医薬品・医療機器等として国民に提供することを目指した橋渡し研究支援を促進することを目的としています。

2. 認定の状況

令和3年4月19日から7月30日までの間、大学等を対象に公募し、11機関から申請がありました。

申請に関して、国立研究開発法人日本医療研究開発機構（以下「AMED」という。）において、「橋渡し研究支援機関認定に係る専門委員会」（別紙2）を設け、要件の該当性などの確認が行われました。

当該結果を基にしたAMEDからの意見を踏まえ、このたび文部科学省では11機関（別紙1）を「橋渡し研究支援機関」として認定しました。

3. 橋渡し研究支援機関認定制度ホームページ

認定制度や認定機関の一覧等については、以下の文部科学省ホームページをご参照ください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/kagaku/hashiwatashi/index.htm

<担当> 文部科学省 研究振興局ライフサイエンス課
専門官 建部 俊介 (内線 4105)
係長 上野 友貴奈 (内線 4359)
電話 : 03-5253-4111 (代表)

認定機関一覧

認定機関名	問い合わせ先ホームページ
国立大学法人北海道大学	https://helios.huhp.hokudai.ac.jp/
国立大学法人東北大学	https://www.crieto.hosp.tohoku.ac.jp/
国立大学法人筑波大学	http://www.s.hosp.tsukuba.ac.jp/t-credo
国立研究開発法人国立がん研究センター	https://www.ncc.go.jp/jp/cpot/index.html
国立大学法人東京大学	http://trac.umin.jp/index.html
学校法人慶應義塾	https://www.ctr.hosp.keio.ac.jp
国立大学法人東海国立大学機構名古屋大学	https://www.med.nagoya-u.ac.jp/hospital/
国立大学法人京都大学	https://iact.kuhp.kyoto-u.ac.jp/
国立大学法人大阪大学	http://www.dmi.med.osaka-u.ac.jp/dmi/index.html
国立大学法人岡山大学	http://shin-iryo.hospital.okayama-u.ac.jp/
国立大学法人九州大学	https://airimaq.kyushu-u.ac.jp/ja/index.php

橋渡し研究支援機関認定に係る専門委員会について

○ 開催状況

令和3年8月11日：委員会の運営・スケジュール・審査方法等

令和3年10月20日：書面審査確認報告・ヒアリング討議

令和3年10月26日、11月4日：ヒアリング及び総合討論

○ 委員一覧

(敬称略・五十音順)

稲垣 治	前 日本製薬工業協会 医薬品評価委員会 運営委員会幹事
◎ 岩崎 甫	山梨大学 副学長・融合研究臨床応用推進センター長
○ 金倉 譲	住友病院 院長
楠岡 英雄	国立病院機構 理事長
小安 重夫	理化学研究所 理事
近藤 充弘	日本製薬工業協会 医薬品評価委員会 副委員長
鹿野 真弓	東京理科大学薬学部薬学科 教授
高山 修一	(公財) 医療機器センター 医療機器産業研究所事業化支援室 上級研究員
田代 聡	広島大学原爆放射線医科学研究所 所長
千葉 勉	関西電力病院 特任院長

◎：委員長

○：副委員長

概要

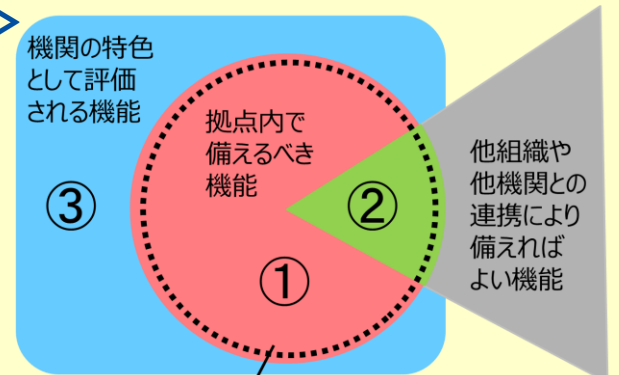
大学等が有する橋渡し研究支援機能のうち、一定の要件を満たす機能を有する機関を「**橋渡し研究支援機関**」として**文部科学大臣が認定**し、大学等の優れた基礎研究の成果を革新的な医薬品・医療機器等として国民に提供することを目指す。

認定制度のポイント

1. 橋渡し研究支援機能を3つに分類

<イメージ図>

- ① 拠点内で備えるべき機能
- ② 他組織や他機関との連携により備えればよい機能
- ③ 機関の特色として評価される機能



認定要件において必ず満たさなければならない橋渡し研究支援機能

2. 認定要件

- A) 橋渡し研究支援を実施する**拠点を設置**していること
- B) 橋渡し研究支援に**必要な組織体制を整備し人員を確保**していること
- C) 橋渡し研究支援を実施している**実績**があること
- D) 橋渡し研究に必要な**人材を育成**していること

3. 橋渡し研究プログラムへの参画

令和4年度より本格実施するAMEDによる**橋渡し研究プログラム**は、認定機関を対象に実施予定。